



Japan. Meetings & Events
New ideas start here

MICE施設における コンセプション方式活用推進に向けた 調査および需要創出等業務事業

**観光庁 国際観光部 参事官（MICE）付
主査 水口 詞代**

MICE (マイルス) とは

MICEとは、ミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビション/イベントを総称した用語。
MICEには開催地における高い経済波及効果やビジネス機会、イノベーションの創出等が期待される。

※ インセンティブやコンベンションを含めて広義のミーティングとも一般的に呼称される。
欧米諸国などではMICE全般を指してビジネスミーティング・ビジネスイベントと称する場合も多い。

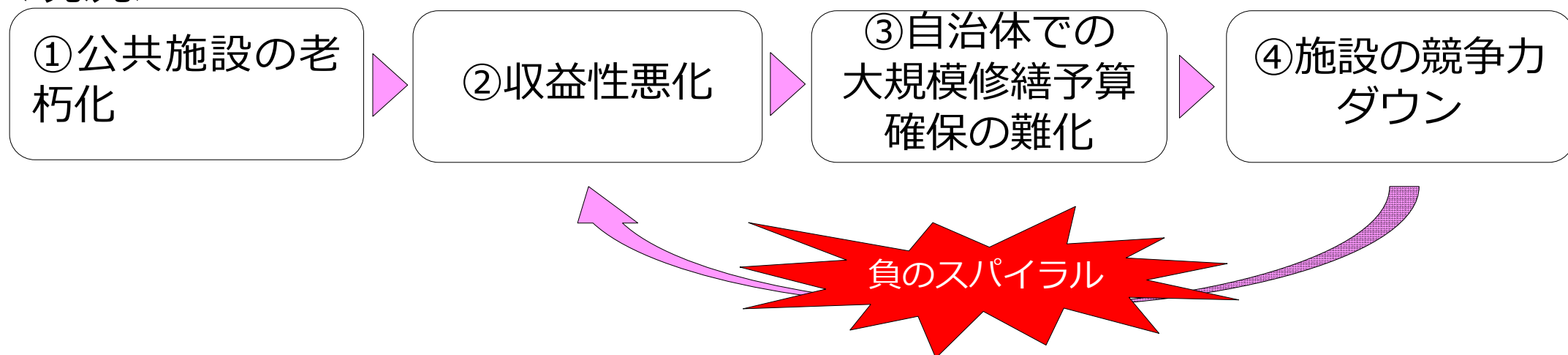
M
Meeting
主に企業がグループ企業やパートナー企業などを集めて行う企業会議、大会、研修会等の会合（＝コーポレートミーティング）を指す。
例：海外投資家向け金融セミナー、グループ企業の役員会議 等

I
Incentive
企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行のことで、企業報奨・研修旅行と呼ばれる。
例：営業成績の優秀者を集めた旅行 等

C
Convention
いわゆる国際会議であり、学会や産業団体、さらには政府等が開催する大規模な会議を一般的に指す。
例：G20観光大臣会合、北海道・洞爺湖サミット、国連防災世界会議、世界水フォーラム 等

E
Exhibition /Event
国際見本市、展示会、博覧会といったエキシビションや、スポーツ・文化イベントなど大小さまざまなものが含まれる広範な概念である。
例：東京国際映画祭、世界陸上競技選手権大会、国際宝飾展、東京モーターショー 等

<現況>

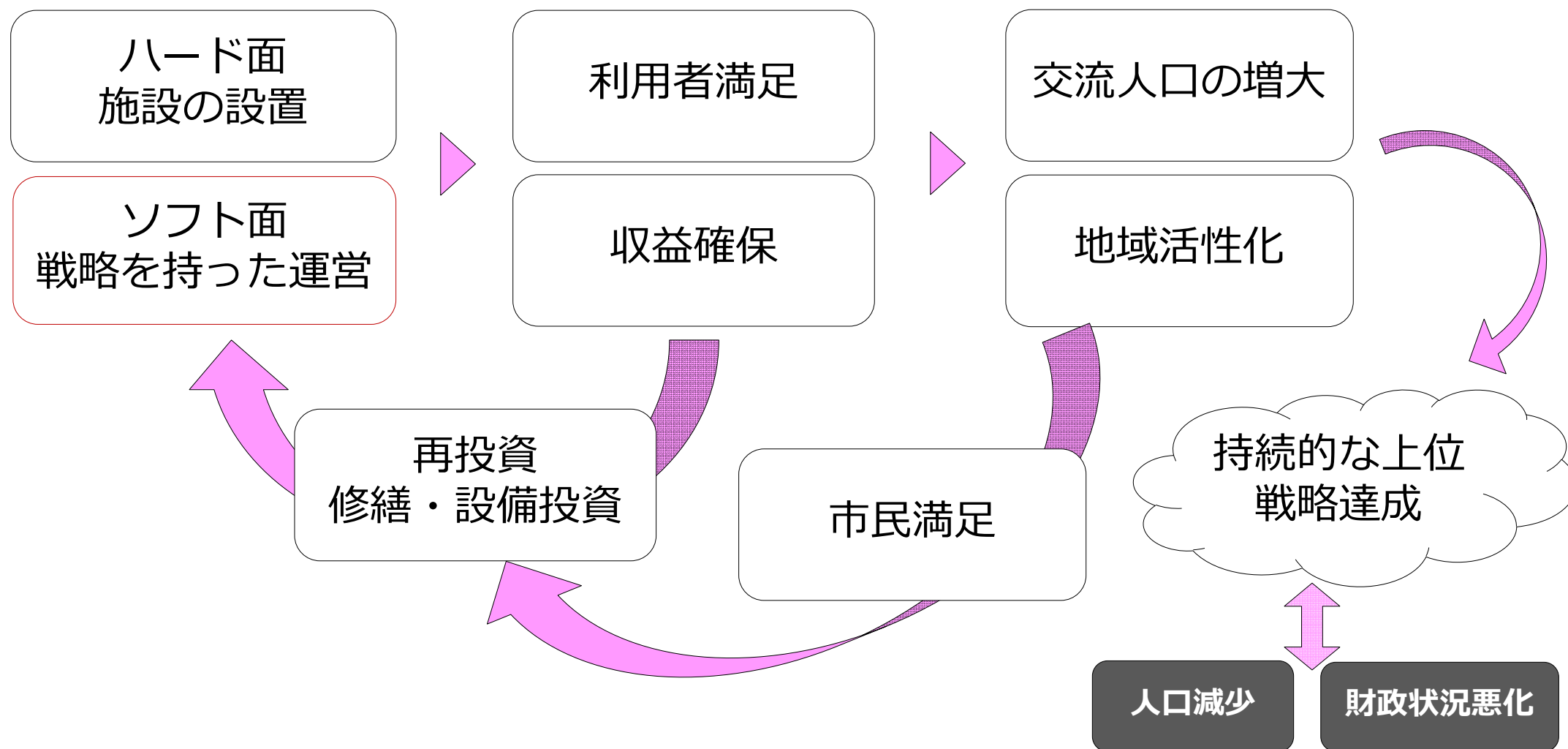


<改善のために必要とされる主な対応>

- コストの低減 → 管理の効率化、施設の集約・複合化、施設・設備投資による効率化
- CSの向上 → 利用者ニーズに応じたサービス提供
- 収入の増加 → 公共空間で稼ぐ視点

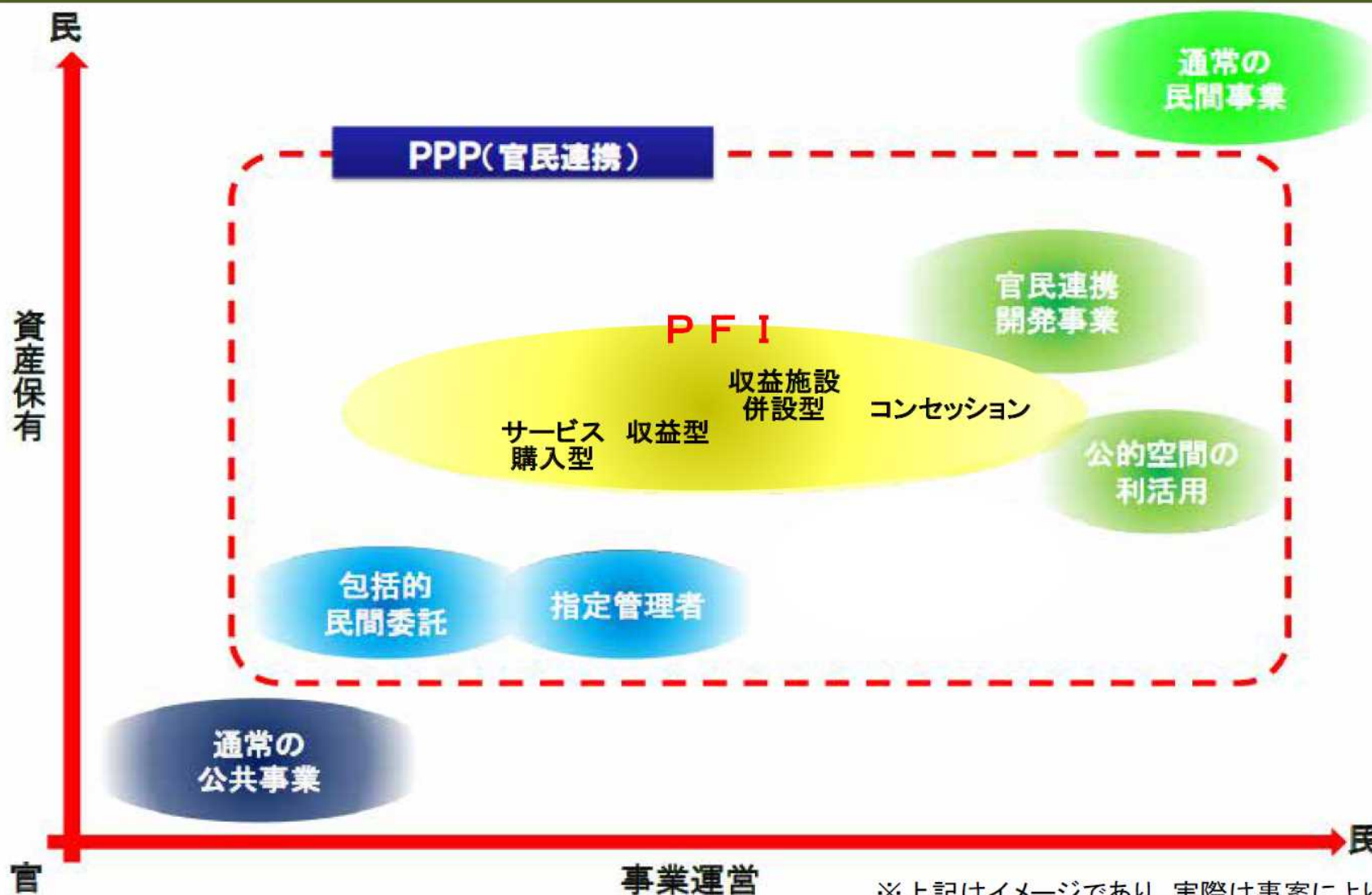
→ 民間の資金、ノウハウ、人材の活用が必要

運営方式については、民間事業者の自由度が比較的高い
コンセッション方式の活用が有効



- 上位戦略（まちづくり・産業振興・観光・MICE誘致等の各戦略）を
実現する運営の担い手には、創意工夫、ノウハウ、人材、資金力が不可欠
→担い手の能力を引き出す仕組み = 官民連携手法（PPP）

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

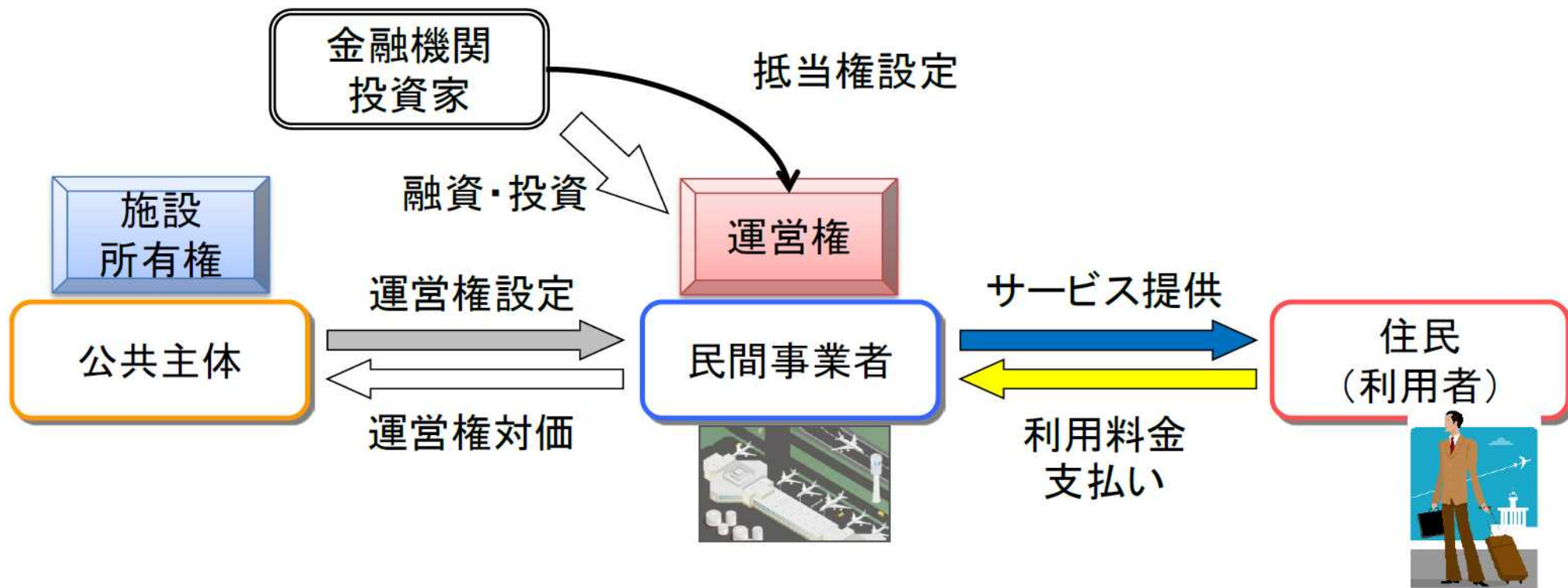


※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

※出典：内閣府HP

【公共施設等運営権(コンセッション)方式とは】

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



【コンセッション方式導入による主なメリット】

①：長期契約による事業機会の増加と人材育成

→指定管理者制度と比較しコンセッション方式の方が長期の契約としやすいため、指定管理者制度の契約終了後に実施される案件への機会損失が防げる。

⇒誘致に長期間を要する大型案件への機会増、長期的な人材の確保・育成

②：設備投資による施設の魅力向上及び維持管理の効率化

→コンセッション方式では運営権者による施設の増改築が可能かつ、事業期間が長期で資金回収可能。

⇒運営権者によるバリューアップ投資で施設の魅力向上及びそれに伴う稼働向上。

⇒運営権者による適時での改修や計画修繕・予防保全による施設維持管理の効率化。

③：利用料金の設定による効率的な稼働

→指定管理者制度において、利用料金の設定には地方公共団体の承認が必要であるが、コンセッション方式においては事後の届け出のみでよい。運営事業者の判断で需要に応じた価格設定が可能。

⇒割引きや仮予約等、MICE主催者ニーズに合致した予約システムの構築、繁忙・閑散期需給および重要案件等への効率的対応が可能。 ※各自治体の条例・規則等の運用によっても異なる。

④：運営権対価による投資費用の早期回収

→コンセッション方式では、建設又は改修に要した費用に相当する金額の全部または一部を運営権対価として徴収可能

⇒投下資金の早期回収が可能。 ※運営権対価を徴収しない場合は対象外。

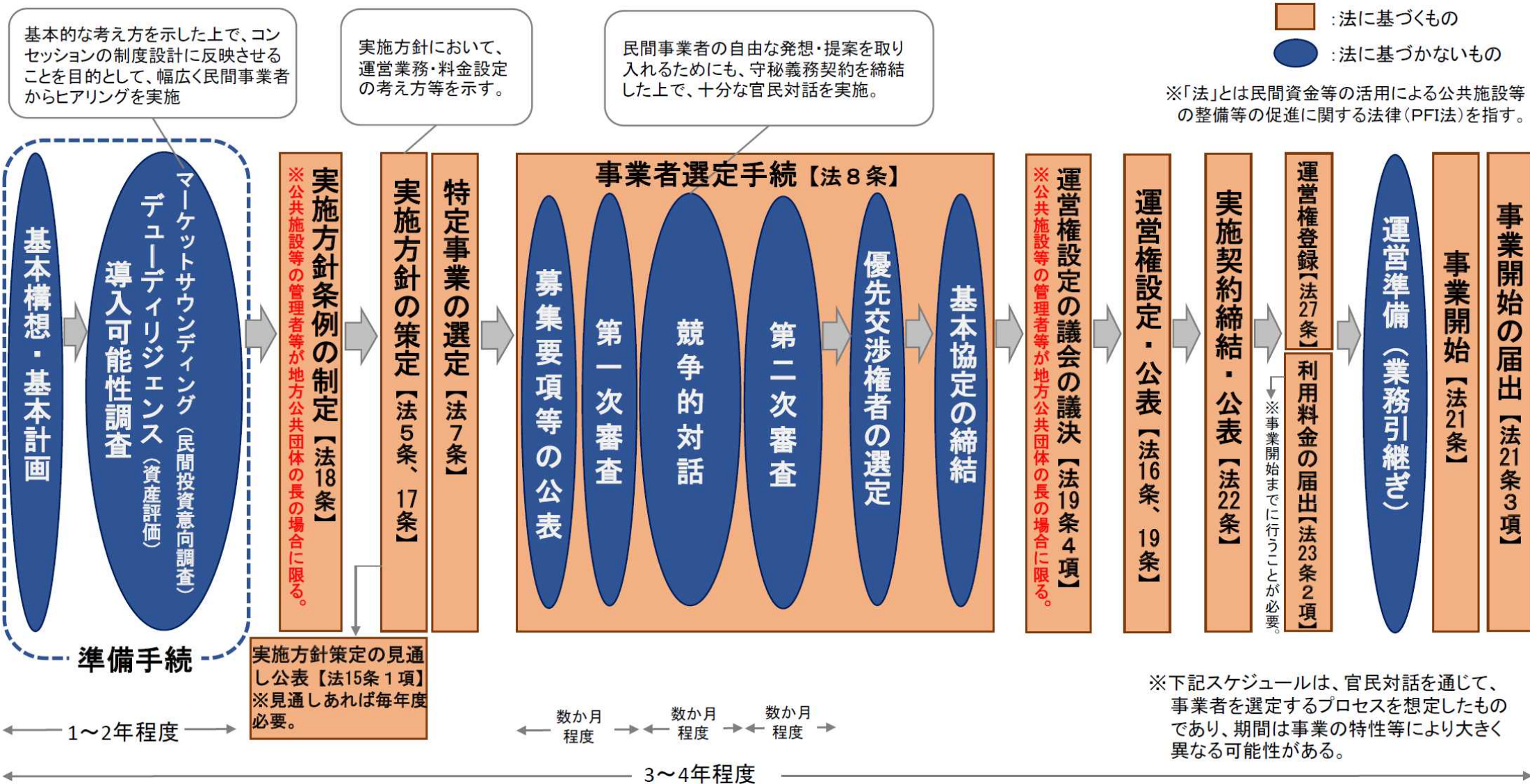
<MICE施設を含めた周辺エリア・周辺施設一体型コンセッションによるメリット>

周辺スペース（駐車場、飲食店、公園、その他利活用可能スペース等）や周辺施設（ホール等）を一体化したコンセッション導入により、

- ・自治体側メリット：運営事業者一体化による管理コストダウン、運営権者の効率的運営により納付収入（対価収入）増
- ・運営権者側メリット：運営効率化によるコストダウン、収入源の多様化に伴うリスク分散

以上のようにMICE施設を含めた周辺エリア・周辺施設一体型コンセッションを実施することで、自治体側も運営権者側も両者にとってメリット創出可能な場合も有

【コンセッション事業開始までの主な手続き】



基本的な考え方を示した上で、コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

実施方針において、運營業務・料金設定の考え方等を示す。

民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結した上で、十分な官民対話を実施。

□ : 法に基づくもの
● : 法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。

※下記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

事業目的・概要等

背景・課題

財政状況が厳しさを増す中、我が国では、真に必要な社会資本の整備・維持管理・運営を的確に進めていくことが求められており、その推進には官民連携手法を活用することが重要。

また、我が国としてMICE誘致・開催件数を増やすためには、利用者ニーズに合わせた施設への設備投資も重要であるが、その資金調達手法としても、コンセッション方式の導入は有効な手段。

一方で、コンセッション方式の制度自体の意義が浸透しておらず、検討をする自治体の数が伸び悩んでいる現状がある。

また、施設の収支が赤字であるため、そもそもコンセッション導入を考えていない自治体も存在。

目的

MICE施設へのコンセッション方式導入促進

事業概要

- ・コンセッション方式を検討する自治体に対し、導入検討のための調査支援を実施。
- ・混合型導入のための検討を実施

現時点での コンセッション採用都市

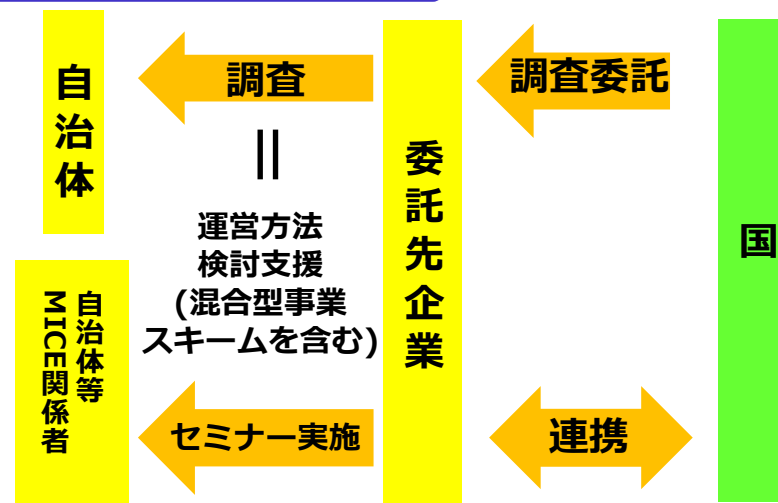
- ・横浜市
(横浜国際平和会議場)
- ・愛知県
(愛知県国際展示場)

事業イメージ・全体計画

○事業イメージ

- コンセッション方式検討段階にある自治体に対しコンサルタントを派遣し調査（独立採算型および混合型コンセッション方式を含む官民連携手法導入に向けた課題や実現の可能性等）の支援を行う。
- 自治体担当者を中心としたMICE関係者向けにセミナーを開催し、コンセッション方式を含む官民連携手法の、MICE誘致開催推進における利点を周知する。
- 上記調査結果を取りまとめ、他自治体へ共有することで、コンセッション方式導入を推進する。

○事業スキーム



**MICE施設におけるコンセッション方式導入に関して、
ご要望・ご相談等ございましたら、
下記の問い合わせ先まで御連絡ください。**

**【お問い合わせ先】
観光庁 国際観光部 参事官（MICE）付
担当：水口(みなくち)、石井(いしい)
TEL：03-5253-8938**